

元監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年5月31日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月11日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

1 監査報告と措置の件数

31 監査公表第1号（平成31年2月14日付 福岡市公報第6558号公表）分

・・・8件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

（1）こども未来局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>業務委託に当たっては、その契約内容に従って履行させなければならない。また、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正に事務処理を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、平成28年度、同29年度及び同30年度の「電話相談(深夜)業務委託」において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>A 当委託は、平成28年度に委託先の選定に際し提案競技を実施し、平成29年度及び同30年度は、引き続き、同一選定先と特命随意契約を締結している。平成28年度から同30年度の設定では、業務従事時間について、22時から翌朝8時までの10時間、常時2名配置としているが、実際の業務は、同28年度に受託者から提出</p>	<p>業務委託の設定に当たっては、各種法令の基準等について十分調査・検討した上で、適正に積算するよう研修を行うとともに、設計内容の確実な精査を行えるようチェック体制の見直しを行った。</p>

<p>された提案書にある交代で1人につき2時間休憩(1時～3時と3時～5時)し、1時から5時までの4時間は1名が従事することとしており、業務従事時間が設計と異なっていた。</p> <p>B 設計について、3か年度とも法定福利費等が考慮されていなかった。</p> <p>C 平成30年度の設計金額の賃金単価(2名配置する相談員のうち1名分)について、同30年度の最低賃金を下回っていた。</p> <p>今後、業務委託に当たっては、業務内容を再検討の上、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正に設計を行われたい。</p> <p>(こども相談課, こども支援課関連)</p>	
<p>提案競技の手続きについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託先の選定に係る提案競技の公募要件については、平成28年6月10日付の財政局契約監理課長通知「公募により行う提案競技の参加資格における必須要件について」の中で、欠格要件として競争入札と同様の参加資格を定めており、これに則り、適正な要件を設定しなければならない。しかしながら、平成30年度「子育て見守り訪問員派遣事業業務委託」の委託先の選定に際し実施した提案競技において、同通知に定められた参加資格及び提出書類のほとんどが設定されていない募集要項となっていた。</p> <p>今後、提案競技にあたっては適正な要件の設定を行われたい。</p> <p>(こども緊急支援課)</p>	<p>提案競技の公募要件等については、財政局通知に基づき、募集要項に必要事項を記載するとともに、定められた参加資格や提出書類について適切に確認を行うよう、所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(2) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
委託契約事務について適正な事務処理を	これまで、台風が接近するなど緊急突発

<p>行うよう注意を求めるもの</p> <p>業務委託に当たっては、事前に契約を締結し、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行わなければならない。しかしながら、平成27年度、同28年度、同29年度及び同30年度の「台風時バナー巻き上げ作業等業務委託」において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) 当委託は、平成25年5月1日に受託者と締結した「路上広告事業の取扱いに関する協定書」に基づき、台風等の荒天時に道路照明灯に設置されたバナーの安全対策を実施する業務委託である。平成30年度について、7月に2度、業務を実施していたが、実査日(平成30年9月27日)現在、契約を締結していなかった。</p> <p>(イ) 平成27年度から同29年度については、7月から9月にかけて業務を実施していたが、事後に遡って契約を締結し、翌年の3月から4月にかけて委託料を支払っていた。</p> <p>なお、平成27年度の定期監査において、委託料の支払いが遅れていることについて指導を行っていたが、その後も事務処理の見直しが行われないままとなっていた。</p> <p>本業務は緊急突発的に生じることから、今後、遅滞なく事務処理が行われるよう契約方法について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(路政課)</p>	<p>的に生じた案件ごとに、委託契約を締結していたが、業務の都度に見積もりの提示を受けるなどの手続きを不要とし、受託事業者側の事務負担の軽減や、当課の事務処理の迅速化を図るため、令和元年度からは年度当初に単価契約という方法で年間の委託契約を締結することとした。</p>
--	--

(3) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>所得税の源泉徴収事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>給与の支払いをする者は所得税法等に則り、その支払の都度、支払金額等に応じて</p>	<p>未徴収の所得税については、平成31年1月22日に税務署へ納付し、再発防止のため、臨時的任用職員の任免事務処理手順を作成するとともに、関係所属職員への情</p>

<p>所得税を源泉徴収する必要がある、パート・アルバイトであらかじめ雇用契約の期間が2か月以内と決められている場合は、給与所得の源泉徴収税額表のうち「日額表の丙欄」を、雇用期間が2か月を超えた日からは「月額表」を適用し源泉徴収する税額を求めることとなっている。しかしながら、平成29年度「福岡市救急病院協会事業補助金」の交付先団体(事務局：救急課)において、平成29年8月14日から平成30年3月21日までの間、連続して4回雇用した臨時的任用職員の所得税の源泉徴収について、雇用契約の期間が2か月を超えた日から「月額表」を適用して源泉徴収をするべきであったが行っていなかった。</p> <p>今後、所得税の源泉徴収に当たっては所得税法等に則り、適正に事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(救急課)</p>	<p>報共有及び研修会を行った。</p>
--	----------------------

(工事監査)

1 局別監査

(1) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 交通誘導警備員及び橋梁用伸縮装置工の積算を適正に行うべきもの [重点事項]</p> <p>平成29年度橋梁補修工事(その2) [No.4]</p> <p>(契約金額5,933万6,280円)</p> <p>本工事は橋梁の補修工事である。</p> <p>交通誘導警備員について、橋梁部は終日車両通行止めとし、工事を行っている昼間のみ交通誘導警備員を計上していたが、片側交互通行に変更となったことから、交通誘導警備員についても24時間配置で設計</p>	<p>交通誘導警備員及び橋梁用伸縮装置工の積算については、土木工事標準積算基準書に基づき適正な積算を行うよう平成31年1月に所属職員に対して研修を行うとともに、同様の誤りを防ぐため、積算チェックリストを作成した。</p>

<p>変更を行っていた。</p> <p>しかしながら、交通誘導警備員 24 時間の単価で積算すべきところ、誤って交通誘導警備員昼間と夜間を計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、橋梁用伸縮装置工についても、軽量型で積算すべきところを誤って普通型とした結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(道路維持課)</p>	
<p>B 交通誘導警備員の積算を適正に行うべきもの [重点事項]</p> <p>都市計画道路和白新宮線道路舗装工事 [No.17]</p> <p>(契約金額 4,452 万 1,920 円)</p> <p>本工事は道路整備に伴う舗装工事である。</p> <p>交通誘導警備員の積算について、当初設計では夜間施工がないことから交通誘導警備員を昼間交代要員無しで積算していた。</p> <p>しかしながら、交通誘導警備員の配置人員数に変更となったため設計変更を行ったが、誤って交通誘導警備員の積算を夜間交代要員有りとした結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部道路課)</p>	<p>交通誘導警備員の積算については、設計標準歩掛等に基づき適正に設計すること、また、設計担当者及び精査担当者は積算システムへの条件入力に誤りが無いかを確認することについて、平成 30 年 12 月に所属にて研修を実施し、周知徹底を図った。</p>
<p>契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 契約事務を適正に行うべきもの [重点事項]</p> <p>単価契約東区、博多区管内公共樹設置工事 [No.7]</p> <p>(契約金額 9,428 万 5,717 円)</p> <p>本工事は東区、博多区管内の公共樹設置工事を行う単価契約方式の工事である。</p>	<p>契約事務の適正な処理については、過年度からの増加率をもとに当該年度の申請の増加率を予測し、進捗管理をより一層徹底するとともに、最終予定額が 120%を超える可能性が生じた場合は、速やかに契約変更の手続きを行い、140%を超える可能性が生じた場合には、別途契約の手続きを行うよう是正した。</p> <p>平成 30 年度の契約案件については、監</p>

<p>「契約事務の手引き」において、予定総額が20%以上～40%未満の増減が見込まれる場合は契約変更，40%以上の増加が見込まれる場合は別途契約することになっている。</p> <p>しかしながら，本工事は40%以上の増加となったにもかかわらず，別途契約又は契約変更を実施していなかった。</p> <p>今後は，適正な契約事務に努められたい。 (下水道管理課)</p>	<p>査の指摘を受け予定総額が137%となった時点で，契約変更の手続きを行った。</p>
<p>B 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項]</p> <p>一般県道大原周船寺停車場線（周船寺駅前）川久保橋下部工工事 [No.29] (契約金額1億557万6,480円)</p> <p>本工事は道路拡幅に伴う橋梁下部工工事である。</p> <p>請負代金の変更は，契約図書の内容変更などが対象になると定められているが，当初設計で交通誘導警備員の時間外割増の単価が誤っていたとして減額の変更を行っていた。</p> <p>しかしながら，単価の変更は契約図書に基づく変更ではなかったことから，不適切な契約変更であった。</p> <p>今後は，適正な契約変更に努められたい。 (西部道路課)</p>	<p>請負代金の変更については，契約図書に含まれる積算書や設計図面等の変更を対象とする適切な契約変更を行うよう，平成30年12月に所属にて研修を実施し，周知徹底を図った。</p>